

広 尾 中 学 校

P T A 会 則

渋谷区立広尾中学校 P T A 会 則

第 1 章 総 則

第 1 条 名称と事務所

本会は渋谷区立広尾中学校 P T A と称し、事務所を渋谷区立広尾中学校に置く。

第 2 条 目 的

本会は保護者と教職員の緊密な協力によって学校教育の目的達成と会員の教養を高めるとともに相互の親睦を図ることを目的とする。

第 3 条 方 針

1. 本会は教育を本旨とする民主団体で、営利的、宗教的および政治的性格をもたない。
2. 本会は教育上の問題について意見を具申し、または参考資料を提供することができるが、本校の管理や教職員の人事に干渉することはできない。

第 4 条 事 業

本会は第 2 条の目的を達するために、次の事業を行う。

1. 教育上必要な連絡、協議、研究に関すること。
2. 生徒の校外生活の指導と地域の教育環境の浄化に関すること。
3. 会員の教養を高めること。
4. 会員相互の親睦に関すること。
5. 関係諸団体との連携および協力に関すること。
6. その他本会の目的のため必要な事業に関すること。

第 2 章 会員および会費

第 5 条 会 員

1. 会員は広尾中学校に在籍する生徒の保護者と、学校の教職員とする。
2. 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第 6 条 会 費

会費は 1 世帯につき、月額 400 円とする。

第 3 章 役 員

第 7 条 役員および役員会

1. 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名	(保護者)	
副 会 長	2 名以上	(保護者)	1 名 (副校長)
書 記	2 名	(保護者)	1 名 (教職員)
会 計	2 名	(保護者)	1 名 (")
会 計 監 査	2 名	(保護者)	1 名 (")

2. 役員会は、会長・副会長・書記・会計をもって構成し、随時これを開く。
3. 役員の兼務は認めない。

第 8 条 任 務

1. 会長は本会を代表し、会務を統括し、役員会、運営委員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は任務を代行する。
3. 書記は本会の記録および庶務を行う。
4. 会計は経理専務を処理し、報告する。
5. 会計監査は会計を監査し、報告する。

第 9 条 任 期

1. 役員任期は1カ年とする。ただし再任を妨げない。
2. 補欠による役員任期は前任者の残存期間とする。
3. 役員は後任役員決定までその任務を行う。

第 10 条 選 出

役員選出は指名委員会で候補者を指名し、総会で承認を受ける。
但し、当該年度入学確定生徒の保護者を役員候補者として選出することを妨げない。

指名委員会の構成はつぎのとおりとする。

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 各学年より | 互選で各2名 |
| (2) 教職員より | 互選で各2名 |

第 11 条 学 校 長

学校長はすべての会議に出席して意見を述べる事が出来る。

第 4 章 委員会および専門部会

第 12 条 運 営 委 員 会

1. 役員（会計監査を除く）・各専門部会の正副部長・指名委員会代表をもって構成し、会務の運営および重要事項について審議する。
2. 運営委員会は総会に次ぐ議決機関である。
3. 運営委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

第 13 条 専 門 部 会

本会では事業を行うために、学級部会、広報部会、校外活動部会、おやじの会をもって専門部会を構成する。

1. 学級部会
各学級より選出された2名の部員をもって構成し、学級・学年のPTA活動を行う。各学年ごとに組織する。
2. 広報部会
各学年より選出された2名の部員をもって構成し、広報活動に関するものを行う。
3. 校外活動部会
各学年より選出された4～6名の部員をもって構成し、青少年対策各地区委員と連携し、生徒の地域での活動に関するものを行う。
4. おやじの会
保護者会員で構成し、選出または委嘱された協力委員を中心に、PTA活動の一貫として本校教育の充実と推進に寄与する。活動に必要な事項はおやじの会内規として別に定める。

第 14 条 学級委員会

学級の専門部員をもって構成し、必要に応じて各部の連絡と学級のPTA活動を行う。

第 15 条 学年委員会

学年の専門部員をもって構成し、必要に応じて学年のPTA活動を行う。

第 16 条 特別委員会

運営委員会が必要と認めたとき、特別委員会を設けることができる。

第 17 条 部長・副部长

専門部会は互選により部長1名、副部长若干名を置く。ただし、1名は教職員とする。部長は部会を代表し、部会の業務を統括する。副部长は部長を補佐する。

第 18 条 任期

各部員および部長、副部长の任期は第9条に準ずる。

第 19 条 委員会および専門部会

運営委員会は年3回開かれる。

専門部会および学級・学年委員会は必要に応じて開かれる。

第 5 章 総 会

第 20 条 総 会

総会は毎年年度初めに開催する。臨時総会は会長または運営委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の2以上の同意をもって招集を求めたときに開催することが出来る。

総会で議決する事項は次のとおりである。

1. 会務の報告および決算について
2. 新役員の承認について
3. 事業計画および予算について
4. その他の重要事項について

第 21 条 成立および議長

1. 総会は会員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状を含む。
2. 議長は会員の中から選ばれる。

第 22 条 議 決 の 方 法

議案の可決には出席会員の半数以上の同意が必要である。

第 6 章 会 計

第 23 条 経 費

本会の経費は会費、寄付金、その他をもってあてる。

第 24 条 会 計 年 度

会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

第 7 章 会 則 の 改 正

第 25 条 会 則 の 改 正

本会則の改正には総会において出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

付 則

1. 本会の運営に必要な細則は別に定める。
2. 本会則は、昭和38年4月1日より実施する。
3. 本会則は、昭和49年2月14日改正し、昭和49年4月1日より実施する。
4. 本会則は、昭和54年3月13日改正し、昭和54年4月1日より実施する。
5. 本会則は、昭和59年3月17日改正し、昭和59年4月1日より実施する。
6. 本会則は、平成6年3月5日改正し、平成6年4月1日より実施する。
7. 本会則は、平成9年3月1日改正し、平成9年4月1日より実施する。
8. 本会則は、平成10年3月7日改正し、平成10年4月1日より実施する。
9. 本会則は、平成11年3月6日改正し、平成11年4月1日より実施する。
10. 本会則は、平成12年3月4日改正し、平成12年4月1日より実施する。
11. 本会則は、平成17年2月17日改正し、平成17年4月1日より実施する。
12. 本会則は、平成20年2月22日改正し、平成20年4月1日より実施する。
13. 本会則は、平成21年4月15日改正し、平成21年4月15日より実施する。
14. 本会則は、平成22年5月13日改正し、平成22年5月14日より実施する。
15. 本会則は、平成23年3月3日改正し、平成23年3月4日より実施する。
16. 本会則は、平成24年5月30日改正し、平成24年5月30日より実施する。
17. 本会則は、平成25年3月8日改正し、平成25年3月9日より実施する。
18. 本会則は、平成28年3月10日に改正し、平成28年4月1日より実施する。
19. 本会則は、令和3年3月8日に改正し、令和3年4月1日より実施する。
20. 本会則は、令和5年3月14日に改正し、令和5年4月1日より実施する。

渋谷区立広尾中学校 P T A 細則

広尾中学校 P T A 会則の運営に必要な細則および慶事規定を次のように定める。

1. 第 5 条 会 員
① 本会への入会は入学の時に行う。
2. 第 6 条 会 費
① 本人からの申請があれば、会費の納入を免除することができる。
② 会費の納入は別に通知する方法によって行う。
3. 第 10 条 選 出
① 指名委員は4月に選出される。
② 指名委員に欠員が生じた場合は、その選出母体より後任者を選出し補充する。
③ 指名委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
④ 指名委員は委員会の内部事項を外部に話すことは絶対に許されない。
⑤ 指名委員会は、役員候補者の了解を得て、2月の運営委員会に報告する。
⑥ 指名委員会は、役員候補者を総会の1週間前に公示し、総会において指名する。
⑦ 指名委員の任期は、役員候補者が総会において承認されるまでとする。
⑧ 指名委員は役員候補者になることはできない。
⑨ 役員に欠員が生じた場合は、指名委員会は後任の役員を指名し、運営委員会で承認を受ける。
⑩ 指名委員長および指名委員は、指名委員会を代表して、運営委員会に出席する。
なお、出席する指名委員は交代でこれにあたるものとする。
⑪ 指名委員は、青少対が委嘱する各地区委員の推薦に関し、これを補助する。
4. 第 13 条 専 門 部 会
① 学級部員は学級代表となる。
② 各学級部員は、互選により正・副代表となる。
③ 中Pクラブ活動を行う場合は、総務部にはかる。
④ 各専門部会の部長は、部会の活動計画、立案、実施について運営委員会に報告し、その承認を受ける。
⑤ 教職員は、専門部会の部員となる。
5. 第 15 条 学 年 委 員 会
① 第3学年は、卒業記念に関する行事等の企画・実施のため、卒業対策委員を設置することができる。
6. 第 16 条 特 別 委 員 会
① 特別委員会の委員は、会長の指名による。
② 特別委員会は、会長が招集し、互選により正・副委員長を選出する。
7. 付 則
この細則は、運営委員会において改正することができる。

慶 弔 規 定

1. 会則第2条、第4条に準拠して、会員相互の慶弔に関しては、弔に重きを置き、次のように定める。
2. 生徒と保護者の場合は、学年代表、学級代表が担任を通して慶弔辞を行い、運営委員会に報告する。
3. 教職員その他の場合は、会長または代理者が代表して行い、運営委員会に報告する。
4. 経費に関しては、本会計により支弁される。
5. 他に必要とする事項は、運営委員会において協議して決定することができる。
6. この慶弔規定は運営委員会において改正することができる。

慶 事	教 職 員	結 婚	10,000 円
弔 事	P T A 会 員	保 護 者、教 職 員 死 亡 の 場 合	10,000 円
	生 徒	本 人 死 亡 の 場 合	10,000 円
	そ の 他	災 害 等 は 状 況 に 応 じ て 協 議 する	

平成17年2月運営委員会において改正
平成17年度(4月1日)より適用する

PTA組織図と議事決議の手順

